

公益社団法人長野県社会福祉士会 自主活動支援対象グループ申請等に関する実施要領

(目的)

- 1 この要領は、公益社団法人長野県社会福祉士会会員の自主活動支援規程第4条第1号及び第5条第1号から第3号までの規定に基づき、自主活動支援対象グループ（以下「支援対象者」という。）の申請書、活動計画書及び活動報告書等の提出を適正に行うことを目的とする。

(申請書)

- 2 公益社団法人長野県社会福祉士会（以下「本会」という。）に支援を求める自主活動グループは、様式1により自主活動支援対象グループ申請書を提出するものとする。

(事業計画書)

- 3 支援対象者は、3月末日までに様式2により、翌年度の事業計画書を事務局へ提出しなければならない。但し、本会が活動費を支出する場合は、対象事業の開始30日前までに事業計画書及び様式3により、収支予算書を追加して提出しなければならない。

(事業報告書)

- 4 支援対象者は、4月10日までに様式4により、前年度の事業報告書を事務局へ提出しなければならない。但し、本会が活動費を支出した場合は、対象事業の終了後の4月5日又は30日以内のいずれか早い日までに様式5により事業報告書及び収支決算書を提出しなければならない。

(共催事業の事業計画書・事業報告書)

- 5 支援対象者が本会委員会等と共催により事業を行う場合は、事業開始の30日前までに様式6により事業申請・計画書を提出し、対象事業の終了後の4月10日又は30日以内のいずれか早い日までに様式7により事業報告書を提出しなければならない。

(その他の書類等)

- 6 支援対象者は、支援の適格な実施のために本会が必要と認める書類等を、本会の指示に従い提出するものとする。

附則 この要領は、令和5年4月1日から施行する。